

# 10万円給付、子育て世帯への給付（国制度）

## 子育て世帯・生活困窮者・中小業者応援（市制度）

### 新型コロナ対策で市が補正予算

4月28日、狛江市は新型コロナウイルスで収入が減少してる世帯・事業者への支援策をもちこんだ補正予算を専決処分（緊急時で議会を招集する時間がないときなど市長が処理）をしました（右表）。

国や都から狛江市には3億円を超える交付金が交付される見込みです。日本共産党市議団は国等の貸付等を受けてない方も含め、困窮している市民や事業者へのさらなる支援を求めています。



多摩川二ヶ領宿河原堰

#### ◎特別定額給付金（国制度）

市民一人あたり10万円を給付。郵送等で振込口座、受給の意思等の確認行い振り込みます。市の説明では5月末までの支給は厳しいが最大限急ぎたいとのことです。

#### ◎子育て世帯への臨時特別給付金（国制度）

児童手当（本則給付＝児童1人月額1万円または1万5千円）を受給する世帯に対象児童1人1万円を給付。

#### ◎子育て世帯緊急対策応援事業（市制度）

- ①児童手当（本則給付）受給世帯に対象児童1人1万円を給付。
- ②児童育成手当の受給世帯に対象児童1人1万円を給付。
- ③児童扶養手当の受給世帯に対象児童1人1万円を給付。

\*対象となる方は国制度、市制度とも併給できます。

#### ◎新型コロナウイルス緊急対策生活応援事業（市制度）

社会福祉協議会の緊急小口資金受給者に3万円給付。

#### ◎中小企業者緊急対策応援事業（市制度）

国の貸付等を利用し店舗等を賃借している方に上限30万円を給付。都の休業協力金を受けた方に10万円を給付。

## 国保税の減免、中小業者支援、ひとり親家庭支援を！

### 日本共産党市議団が市長に要望書提出

4月27日、日本共産党市議団はアンケートに寄せられた要望などをもとに新型コロナ問題で市長に要望書を提出しました。

要望書では、①新型コロナで収入が減った世帯への国民健康保険税や介護保険料等の減免の実施、②中小業者への家賃やリース代など固定費への補助、③個人への家賃補助制度の利用促進、④

ひとり親家庭への5万円の緊急の経済的支援、⑤不足しているマスクの確保と市民・福祉施設・医療期間への提供、⑥総合相談窓口の開設、⑦各種の市民生活支援制度の一覧表の作成と公表など求めています。ひきつづき新型コロナウイルスの影響についての市民アンケートを行っていますのでお気軽にお寄せ下さい。

## 「3月から仕事がありません」一多くの市民の声

日本共産党がアンケート

■飲食業に勤めていますが休業になりました。この状況が続くと給与が6割になってしまう。

■3月から仕事がありません。休業補償の拡充をお願いします。

■フリーランスで昨年開業。パートかアルバイトをしたいができない。10万円以外にも給付をお願いしたい。

■2月に息子が膝を痛めて仕事ができなくなった。休業手当がなかなか出ない。ローンの支払いができずすごくピンチ。

■マスク、消毒液、ハンドソープが手に入りにくい。狭い店で人々と近づいてしまうことも困っている。

■検査がどんどんできるようにしていただきたい。軽症でもすぐ検査してアビガンなど薬を飲めるようにしていただきたい。

■市として全力で医療関係者を助けてほしい。マスクやガウンを用意したり人員を増やす、食事を用意するなど。

■小4、小1、新生児がいる我が家では一日ずっと3人をみているので怒ってしま

う。子どものケンカも多くなっている。親も子どもストレスがたまっている。校庭開放など実施してほしい。

■狛江市ではコロナウイルスの影響でBCGの集団予防接種が4月、5月と中止となっています。幼い幼児がいるので早く打たせてあげたい。世田谷区や調布市のように各医療機関で接種する個別接種に切り替えて実施してほしい。

■早く終息することを願っています。我々高齢者は毎日が不安です。

# 新型コロナ 生活を守る制度を活用しましょう

困りごと	制度	内容	問い合わせ先
生活・住まい	1人10万円の臨時給付金	1面参照。DV 被害者の申し出は4月30日の期限が過ぎても受け、世帯主に交付された後でも支給されます。生活保護受給者も受給できます。 <b>*給付金を狙う不審な電話・メール等の詐欺にご注意ください。</b>	市・特別定額給付金対策室 ☎03-3430-1111
	緊急小口資金 最大20万円まで貸付け	収入が減少し貸付けが必要な世帯が対象。10万円以内が原則だが休業等の影響を受けた世帯は20万円まで貸付け。返済は1年据え置きで2年以内、無利子、保証人なしでも可。所得減少が続き返済期限時に住民税非課税世帯の場合は返済免除。	社会福祉協議会 03-3488-0294
	総合支援資金 2人以上世帯20万円まで貸付け	主に失業された方が対象。2人以上世帯で月20万円以内、単身で月15万円以内、3ヶ月間借りられます。返済は1年据え置き10年以内。無利子。保証人なしでも可。返済期限時に住民税非課税の場合は返済を免除されます。	
	住居確保給付 家賃最大9ヶ月分支給	失業者だけでなく新型コロナウイルスで収入が減って住居を失う恐れのある人も対象になりました。年齢要件も撤廃、ハローワークへの求職申し込み要件も撤廃。家賃の支払い額3ヶ月分を支給、特別な事情がある場合は最長9ヶ月まで支給されます。	市・福祉保健部 こま YELL 窓口 ☎03-3430-1111
	生活保護	収入が一定基準以下になると生活費や住居費を受け取れます。最後のセーフティーネットであり国民の権利です。	市・福祉相談課 ☎03-3430-1111
税・保険料	国民健康保険税 介護保険料 後期高齢保険料	主たる生計維持者の収入が前年比で3割以上減った世帯に対して国民健康保険税、介護保険料（65歳以上）、後期高齢者医療保険料が減額または免除されます。	市・保険年金課 ☎03-3430-1111
	固定資産税 都市計画税	中小企業の設備や建物の固定資産税や都市計画税が減免されます。2～10月の3ヶ月間の売り上げ額が前年同期比30%以上減少した場合は1/2に減額、50%以上減少は全額免除。	市・納税課 ☎03-3430-1111
仕事・営業	雇用調整助成金 休業手当10割	中小企業が休業や営業時間を短縮した場合、従業員に支払う休業手当に対する助成率が10割に上げられます。労働基準法上の支払い義務は6割ですが超過部分を国が負担します。	勤め先
	持続化給付金	一ヶ月の売上が前年比で50%以上減少している法人に200万円、個人事業者に100万円を上限に支給します。	経済産業省のHP ネットで申請
	小学校等の臨時休業に伴う補償	臨時休業した小学校等の保護者である労働者に有給休暇を取得させた企業に対し支払い賃金の全額を助成します。	コールセンター 0120-60-3999
	都の休業協力金	要請に応じ休業等に協力する中小企業と個人事業主に対し協力金を支給。支給額 50 万円（2事業所以上は 100 万円）。	協力金相談センター 03-5388-0567

児童虐待相談 ☎189 (いちはやく) 24時間対応 DV相談 ☎03-5467-2455 全日9時~21時 (東京ウイメンズプラザ)

お困りごとやご要望をお寄せ下さい。  
**日本共産党狛江市議団**

市議団控え室☎03-3430-1177 (fax 兼用)  
mail: jcp\_komae@yahoo.co.jp



鈴木えつお議員  
3488-8839



西村あつ子議員  
3480-2780



田中とも子議員  
042-427-1183



宮坂良子議員  
3480-1895



岡村しん議員  
6751-2757